

■ 宿泊税導入の目的

世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的として、安全・安心で快適な観光の実現、観光による弊害の未然防止等、観光振興により県民、観光客、観光事業者の全てが幸せな三方よしの社会を達成するために要する経費に充てるため、宿泊税を導入する。

「宿泊税」を
新たな取組や拡充する取組、
中長期的に実施する必要がある取組等に充当

＜宿泊税活用の視点＞
沖縄観光の質の向上等により、納税者に利益が還元される取組への充当

1 安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）

観光危機管理や海の安全対策など安全・安心で快適な観光を実現する取組

2 県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化

観光客が快適な観光を満喫できる二次交通対策の充実など受入環境の整備及び利便性・満足度の向上に資する取組

3 観光地における環境及び良好な景観を保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり

自然環境・歴史文化の保全、沖縄らしい景観に配慮した観光の推進する等魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりに資する取組

4 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

独自の伝統文化やスポーツ等のソフトパワーを生かした多彩かつ質の高い観光の推進に資する取組

5 地域社会の持続的な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行を促進

地域社会、経済、環境の3つの側面においてバランスのとれた持続可能な観光施策を推進し、県民に理解され世界から選ばれる観光地を形成する取組

6 市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）

市町村が観光振興を図るための取組みに係る経費を配分する

これらの取組により、観光客・県内観光事業者、県民、それぞれの満足度を最大限に高める

世界から選ばれる持続可能な観光地の実現